

# 柏崎市 住宅リフォーム事業補助金の概要

## 事業の目的

市民の生活環境の向上及び定住促進を促すとともに、緊急経済対策として市内の建築産業の活性化及び雇用の創出を図るために、一戸建て住宅を市内の事業者等を利用して修繕、補修及び増築の工事を行うものに対し補助金を交付します。

### 補助対象者は？

柏崎市に住所がある方  
申請者に市税の滞納がないこと

### 対象住宅は？

柏崎市内に存する一戸建住宅であること  
住宅所有者又は2親等以内の親族が現に居住していること



### 補助対象工事は？

20万円以上の増築改装・リフォーム工事であること（別表参照）  
3月31日までに実績報告（完了）できる工事であること  
下記のいずれかが施工する工事であること  
市内に本社又は営業所を有する法人事業者  
市内に住民登録を有する個人事業者

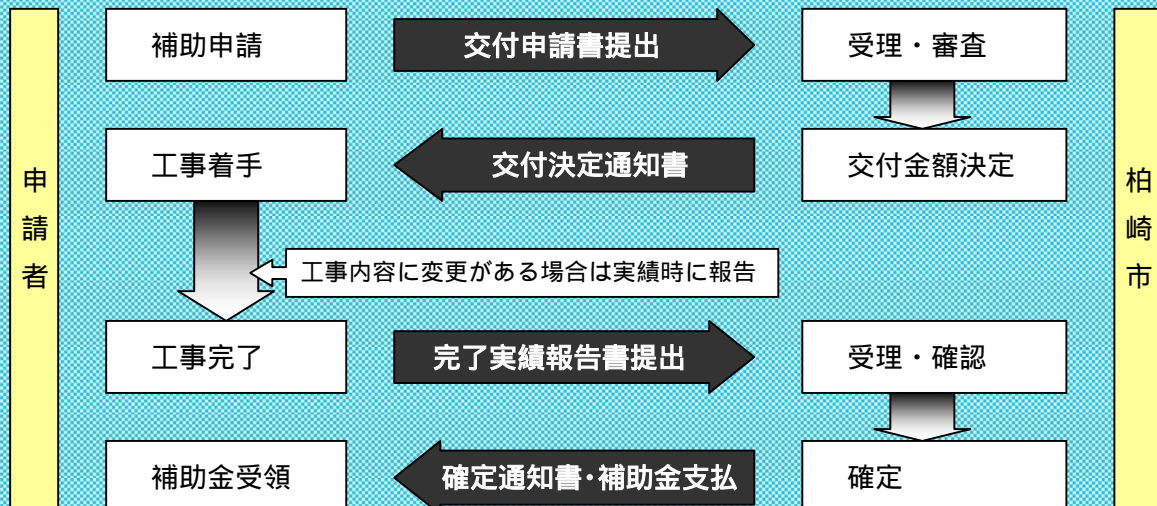
### 補助金の額は？

工事費の20% 上限額20万円

工事費	補助金額
工事費が20万円未満	補助の対象外
工事費が20万円以上100万円未満	工事費の20%の額(千円未満切捨)
工事費が100万円以上	一律20万円

## 手続きフロー

必ず工事着手前に申請が必要です。



補助金交付申請書を提出  
(申請書類：別途様式)

添付書類の7は工事施工者が用意します。4～6についても、はなるべく工事施工者で用意するようにして下さい。

当初の見積書により補助金額を決定しますので、工事内容を十分に協議して作成をお願いします。補助金が限度額に達しない場合でも、工事中の内容変更による増額は認められません。

第1号様式(第5条関係)

柏崎市住宅リフォーム事業補助金交付申請書

平成 年 月 日  
柏崎市長 様

申請者 〒 - -  
住 所  
氏 名  
(電話 - - )

柏崎市住宅リフォーム事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
記

1. 事業概要

住 宅 所 在 地	柏崎市		
住 宅 所 有 者	1	申請者と同じ	2
		住所	氏名
施 工 者	住所		
	氏名称	電話	
工 事 内 容			
予定工事期間	年 月 日 - 年 月 日		

2. 事業費

--	--

補助金交付申請書【第1号様式】

原則として当該住宅の所有者本人が申請者ですが、居住者の世帯主又は、生計の主となる者が申請者となる場合があります。施工者欄は市内の事業者を記入してください。

【添付書類】

1.住民票の写し	リフォームをする住宅に現在居住していることを確認しますので、申請者の住民票を添付してください。
2.納税証明書	申請者に市税の未納がない事を確認しますので、税目指定のない納税証明書を添付してください。ただし申請者と住宅所有者が異なる場合、双方の納税証明書を添付してください。(登記簿上は名義が異なっても、課税上の納税義務者は所有者とみなします。)
3.固定資産税 課税明細書の写し	対象となる住宅の所有者を確認しますので、毎年の納税通知書と一緒に送付されている課税明細書を用意してください。またこの他に登記簿謄本、建築確認済証、完了検査済証等で所有者が確認できる書類でも代用できます。
4.案内図	住宅地図等で建物の所在地がわかるように表示してください。
5.箇所図	平面図等にリフォームを行う部分の現在の状態と、改修後の状態がわかるように図示してください。建物形状が変わらないリフォームは、平面図等に何を改修するのか具体的に記述してください。
6.現況写真	リフォーム工事を行う住宅の全景、工事施工箇所の現況写真を用意してください。
7.工事見積書の写し	できる限り一式工事とせず、工事内容のわかる内訳書を付けた見積り書を作成してください。他の制度の対象となるなど、補助の対象にならない費用がある場合は、見積書内で消費税を含めてその部分を明確に分けてください。



## 工事が完了したら

完了実績報告書を提出  
(申請書類：別途様式)

施工中の写真を撮影してください  
工事内容に変更があった場合は、実績報告時に変更の見積書を提出していただきます。ただし補助金額の増額変更は認められません

第3号様式(第8条関係)

柏崎市住宅リフォーム事業補助金変更交付申請書  
兼 完了実績報告書 兼 請求書

平成 年 月 日

柏崎市長 様

申請者 〒 -  
住 所  
氏 名  
(電話 - - )

年 月 日付け第 号 で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。併せて補助金を請求します。

1 補助金の交付決定額 金 円  
2 事業概要

住宅所在地	柏崎市
工事内容	
工事期間	年 月 日 - 年 月 日
総工事費	円
対象工事	円

### 補助金変更交付申請書兼 完了実績報告書兼 請求書【第3号様式】

交付決定者(補助事業者)が申請者です。当初の申請金額と変更になる部分は変更後の内容を記入してください。

請求の振込み先は申請者と同一名義の口座を記入してください。

#### 【添付書類】

1. 工事写真	リフォーム工事の着手前、施工中、完了後の写真を添付してください
2. 監理状況報告書	施工者が見積内容どおりに監理し、工事が完了したことを、申請者(施主)に報告する書類です。様式は任意ですが、参考様式を用意しますので、記載例を参考に工事内容を報告してください。
3. 工事費支払い領収書の写し	原則として見積り金額と同額の支払い領収書の写しを添付してください。支払い完了までが工事期間になります。
4. 工事見積書の写し 変更がある場合のみ提出	変更工事内容のわかる内訳書を付けた見積り書を作成してください。この場合、変更分だけでなく当初の工事内容を含めた見積り書を作成してください。

## ご注意



- ・ 着手済の工事は対象になりません。
- ・ 他の補助金と重複することはできません。併用する場合は、それぞれ対象とする工事を見積書内で明確に分ける必要があります。
- ・ 補助金額が限度額(20万円)に達しない場合でも、1住宅に1度の申請に限ります。
- ・ 受付予約は出来ませんので、申請は必要書類をそろえて申し込みください。
- ・ 当年の予算額に達した場合は、申込みを締め切らせていただきます。
- ・ 工期が年度末(3月)を過ぎるような工事は、必ず着手前に建築住宅課にご相談ください。

住宅リフォーム工事一覧（例）

	リフォーム内容	可否	特記事項
1	部屋の増築		一部取り壊し費含む
2	屋根の葺き替え		
3	外壁の補修、塗装		
4	間取りの変更、壁紙張替え		
5	風呂、トイレ等の改良工事		ユニットバス、便器等は対象外
6	台所の改修工事		システムキッチン、流し台等は対象外
7	オール電化工事		エコキュート等の機器本体費は対象外
8	断熱、防音工事		
9	建具、畳、窓ガラス、サッシ工事		
10	シロアリ防止等の床処理		シロアリ駆除は対象外
11	基礎の補強工事		
12	住宅以外の用途部分の増改築	×	
13	独立の車庫、物置の増改築	×	
14	合併浄化槽に関する工事	×	建物内部の配管費は対象
15	造園、門扉、ブロック塀工事	×	
16	取り壊し工事	×	建替えをしない場合
17			
18			
19			
20			

以下の機械器具、製品費は補助の対象になりません。

- ・家電製品 その金額に関わらず、テレビ、エアコン、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗浄器、電子レンジ、オーブン、レンジ、炊飯器、照明器具その他これらの製品に類するもの
- ・厨房製品 その金額に関わらず、システムキッチン、調理台、流し台、ガスコンロ、IHクッキングヒーター、換気扇その他これらの製品に類するもの
- ・衛生設備製品 その金額に関わらず、ユニットバス、風呂釜、洗面化粧台、シャワートイレ便器、給湯器、ボイラーその他これらの製品に類するもの
- ・その他設備製品 その金額に関わらず、発電設備、エコキュート設備、太陽温水設備、暖房器具、ストーブ、TVアンテナ、シャッター、カーテンその他これらの設備、備品に類するもの
- ・その他 上記のほか単体で機能を発揮する製品等で1個の価格が1万円以上の製品及び市長が補助基礎額の対象外とする製品

上記は工事の一例です。  
詳しくは建築住宅課に  
お問い合わせ下さい。



柏崎

柏崎市ホームページ <http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp>

柏崎市 建築住宅課審査係

TEL:0257-21-2290

FAX:0257-23-5116

をご覧ください。